

静岡県弁護士会と沼津市教育委員会が 法教育の推進に関する協定を締結します

要 旨

静岡県弁護士会と本市教育委員会とが、本市の未来を担う子供たちがこれからの時代に求められる法に関する資質・能力を高める教育の推進に向けて、協定を締結することとし、次のとおり締結式を開催します。

概 要

1 日 時 令和4年12月2日(金) 11時00分～

2 場 所 市役所4階 特別応接室

3 締結式出席者

【静岡県弁護士会】 会 長 伊豆田 悦義

(法教育委員会) 露木 千尋、佐々木 慎吾、眞田 貴幸、齋藤 雄太

【沼津市教育委員会】 教育長、教育次長、教育企画課長

4 連携協力事項

沼津市が設置している小学校・中学校・高等学校及び本市教育委員会が主催する講座等における法教育の出前授業実施に関すること

5 目 的

静岡県弁護士会は、いじめや人権問題、憲法問題、消費者被害等、幅広い問題について相談業務を行っている一方で、県内小中高生を対象とした学校への出前授業やロースクールの開催、職業体験の受入等、教育の分野でも多岐に渡り貢献されています。

本市教育委員会としては、静岡県弁護士会との連携・協力関係を構築することにより、市内の子供たちが、法や司法制度の考え方を理解し、身に付けられる機会を創出していきます。

お問い合わせ先

沼津市役所 教育委員会 教育企画課
直通:055-934-4821

